

京 都 大 学 医 学 部 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(学科、学科目及び講座)</p> <p>第4条 医学部医学科の学科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>分子生物学、細胞学・組織学、発生学・遺伝学、人体構造機能学、臨床入門医学、環境・社会医学、内科学、外科学、眼科学、婦人科学・産科学、小児科学、皮膚科学、形成外科学、泌尿器科学、耳鼻咽喉科学、整形外科学、精神医学、放射線医学・核医学、麻酔学、臨床神経学、臨床検査医学、口腔外科学</p> <p>2 医学部人間健康科学科の<u>専攻</u>及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>看護学専攻 臨床看護学講座、家族看護学講座、地域・老年看護学講座</u></p> <p><u>検査技術科学専攻 基礎生体病態情報解析学講座、臨床生体病態情報解析学講座、情報理工医学講座</u></p> <p><u>理学療法学専攻 運動機能開発学講座、健康運動機能学講座</u></p> <p><u>作業療法学専攻 作業機能開発学講座、作業機能適応学講座</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(学科、学科目及び講座)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 医学部人間健康科学科の<u>コース</u>及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>先端看護科学コース 基礎看護学講座、臨床看護学講座、家族看護学講座、地域看護学講座</u></p> <p><u>先端リハビリテーション科学コース 理学療法学講座、作業療法学講座</u></p> <p><u>総合医療科学コース 生命・基礎医科学講座、臨床医科学講座、医療理工科学講座</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>2 看護学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻及び作業療法学専攻は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。</p>